

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

春

Spring

vol.12
2010.4.1

〈法テラス座談会〉

今求められる セーフティネットとは ……p2

社会学者 山田昌弘 さん

精神科医 香山リカ さん

社会活動家 湯浅 誠 さん

〈法テラス・イベント報告〉



はるな愛さんが
法テラス・サポーターズ
クラブ大使に就任 ……p10

暮らしの法律相談 ……p6

データで見る法テラス ……p7

これは使える! 法テラス・ホームページ ……p7

スタッフ弁護士からのメッセージ ……p8

my job 私はこんな仕事をしています ……p9



日本司法支援センター

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。

法テラス 座談会

今求められる セーフティネットとは

（司法と福祉の連携を中心に）

雇用、格差、貧困、自殺……。社会の変化とともに、さまざまな問題が表面化しています。その中で本来セーフティネットとして機能すべき法や制度はどうなっているのか。その中での法テラスの役割は——。3名の専門家が法テラスに勤務するスタッフ弁護士とともに語り合いました。

今、社会で何が起きているのか

草野 家族社会学が専門の山田さんからみて、今社会で何が起きているのか、ご意見をうかがえますか。

山田 1990年代後半、新しい経済システムが浸透し、オートメーション化、IT化、そしてグローバル化によって、仕事の二極化の波が日本を襲いました。知的で創造的な仕事をする人がいる一方、流動的な単純労働者が大量に必要なようになったのです。さらに消費者が安いものを求める傾向が流動的単純労働者を必要とし、日本ではそれが若者に押し付けられてしまったといえます。いい職に就けた若者と、就けなかった若者。その格差が表面

化したとき、生活を親に頼る「パラサイトシングル」が生まれました。最近の格差社会で特徴的なのは、とうとう親が耐えられなくなってきたことです。親がリストラにあつて、子供を養い続けることができなくなっているのです。

草野 香山さんは臨床の現場で心に問題を抱えた人と日々向き合っていますが、今の社会をどうご覧になりますか。

香山 現在100万人以上にうつ病という診断名がついています。10年で2.4倍になりました。自殺者も1998年に3万人を超えてから減っていません。しかし臨床の現場では、うつ病そのものより、その背景にある問題に早く手をつけなければ、という人が多いんです。夫婦間の暴力（DV）や多重債務、介護問題といった現実問題が立ち行かなくなり、単純に反応性のうつ病になって精神科に来るんです。社会のクッション役のような人、親戚や地域レベルでの相談役

が身近にいなくなり、困った人がどこに頼つたらいいのかわからなくなっているのではないのでしょうか。それでも精神科に来られる人はまだいいんです。精神科にも来られず、完全に孤立無援状態で途方にくれている人も多いと思います。

草野 その実態は湯浅さんが社会に提起し、明らかにしてきました。

湯浅 厚労省の調査によると、「困ったときに誰に相談しますか」という質問に対して、生活保護を受けてい



社会学者●山田 昌弘さん

1957年、東京都生まれ。中央大学文学部教授。専門は家族社会学、感情社会学、ジェンダー論。内閣府男女共同参画会議民間議員などを務める。

ない母子世帯は99%が「家族」あるいは「友人・知人」と答えているのに対して、生活保護を受けている母子世帯ではそのように答えた人は少なく、半数が民間の相談機関でした。彼女らに頼る人がいないという状況は一般には伝わっていません。このように家族に頼っていた社会で家族が壊れてしまっているのです。また会社に頼りきってきた社会で雇用が壊れたことで、貧困が広がっている状況です。

草野 今の社会保障は、雇用も家庭も安定していることを前提に作られたものですよね。前提を変えないまま対症療法的に制度が作られ、複雑化しているように思えます。

湯浅 増大した失業者、低所得者すべてに生活保護のようなまとまったお金を出すことは財政上困難です。だから要件を細かく分けることになり、そのことで制度が複雑になり、サービスにアクセスしにくく



精神科医 ● 香山 リカさん

1960年、北海道生まれ。精神科医、立教大学現代心理学部映像身体学科教授。専門は精神病理学。現代人の心の問題のほか、政治や社会など幅広い分野の批評でも活躍。

なってしまう。サービスを必要としている人と制度をつなぐ仕組みが必要なんです。ただ、今は地方公務員も3分の1が非正規雇用で、ハローワークで仕事を紹介している人も、実は1年契約の非正規だったりするのが現状。公共サービスが縮小している中、誰がうまく仕組みを担うのが大きな問題になっています。

セーフティネットの意義とあり方

草野 制度があっても人がそこにとりやうてリンクするかが解決の鍵ですね。谷口さんと太田さんはスタッフ弁護士として実際に現場で活動してどう感じていますか。

谷口 法テラス埼玉で弁護士活動をして3年半になりますが、最近、自分たちがやっているのは弁護士業を通じての社会保障なのではないかと感

じることがあります。スタッフ弁護士は基本的に自らの利益のために働くのではなく、困っている人の力になるためにつくられた制度ですが、自分たちができることは何だろうとさまざまな実践を試行錯誤しながら繰り返してきました。一つのあり方が浮かんできました。それが福祉関係機関と連携しながらセーフティネットを再構築するという、コーディネーター的な役割です。

太田 私が岐阜県の法テラス可児に赴任したところ、多重債務や訪問販売被害、家族や近隣とのトラブルなど、弁護士を必要とする法的トラブルが数多く埋もれていました。とくに障がいや高齢などのため移動や意思疎通などが困難で、なかなか司法にアクセスできない社会的弱者の場合には深刻です。現在は市役所の福祉課や地域包括支援センター、消費者センター、病院など連携先が広がりつつあり、法律案件が発覚した場合は弁護士へアクセスしてもらっています。障がい者の案件だけでも常時数十件を受けています。また、弁護士が純粋な法的問題を解決するだけでは足り

ないので、福祉機関と連携して福祉的給付を受けられるようにしたり、定期的にケース会議を設けたりして、生活再建までフォローする態勢をとっています。

草野 連携と一言で

いつてもなかなか難しいと思いますが、何か問題点や課題はありますか。

太田 連携できてい

る機関は地方公共団体のまだほんの一部だし、地

域間の連携格差も問題です。優秀なケースワーカーがいる地域だと、さまざまな問題を拾い上げては弁護士につないでくれるので案件が発見されやすいのですが、福祉職員の中には弁護士を紹介するのを躊躇したり気



社会活動家 ● 湯浅 誠さん

1969年、東京都生まれ。NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長、反貧困ネットワーク事務局長などを兼任。

を遣ったりする方もいます。その結果、弁護士へたどり着けないケースも多数あります。まだまだ地域に埋もれてしまっている社会的弱者が多くいることを強く実感しますね。社会的弱者の法的ニーズを拾い上げ、弁

パネリスト

やまだ まさひろ
山田 昌弘さん 社会学者

かやま
香山 リカさん 精神科医

ゆあさ まこと
湯浅 誠さん 社会活動家

おおた あきひろ
太田 晃弘 法テラス可児法律事務所
スタッフ弁護士

たにぐち もとぎ
谷口 太規 法テラス埼玉法律事務所
スタッフ弁護士

司会進行
くさの みつよ
草野 満代 法テラス理事



谷口 太規

法テラス埼玉法律事務所
スタッフ弁護士

ています。そのためには、私たち弁護士も問題意識を持ち、態勢を整えなければならぬと思います。

草野 法的問題の解決だけでなく生活再建まで見守るといった取組みが進んでいるわけですが、そもそも弁護士がそこまでやる意義とは何でしょう。

谷口 一種の慈善事業のように困った人を救済しているとみえるかもしれませんが、彼女らを支援することは社会全体にとって有形無形の大きな利益を生んでいると思います。以前国選弁護を担当した事件でこういう例がありました。依頼者はわずか数百円の万引きでしたが常習だったので罪が重く、3年間服役することになりました。彼は社会から孤立し、生活に困って犯罪を繰り返しました。たとえ短期間でも専門家が寄り添い、社会とのつながりを作る手伝いをしてあげれば再犯は防げたかもしれない。それにかかる費用は、捜査や裁判、3年間の服役にかかるコストよりもはるかに少ないはずだ。

護士につないでくれる優秀な福祉機関の人材を育成するためにも、私たち弁護士からもっと働きかけをしなくてはならないと思っ

湯浅 関心のない人を引き込むのに、一番有効なのはやはり貧困のコストの話になってしまいます。手前で防げたものを防げなかったことで、どれだけの時間とお金がかかるか。例えば11年間に自殺した方によって失われた経済コストが22兆円。就職氷河期世代を放置すると、将来77万人が生活保護を受けることになります。本来人権とお金とは別ですが、残念ながらその話をしないとうなずいてもらえないことが多いのです。

香山 西洋的な発想なら「神は人々を平等に創った」「弱いものを助けない」と聖書に書いてある」と超越的な存在があるからわかりやすいのですが、それが日本社会でどう説得力のある説明をするのかは難しいですね。コスト論はわかりやすいけれど、行き過ぎると「コストがかかるなら助けなくてもいい」という議論になりかねない危険性があります。

谷口 先ほどの服役した人は、刑事裁判の中で「これまでの人生でどういうときに幸せを感じたか」と問われ、「外装工の仕事をしていたとき、お客さんにきれいにできたと喜んでもらったときです」と声を詰まらせた。人間は誰もが、人の役に立ちたいと思っています。誰かのために何かをするという循環があたりこちでできれば社会は活性化

し、住みやすくなると思います。コスト論というより、その人を含めた社会全体の利益、つまりは「幸福」につながるのではないのでしょうか。

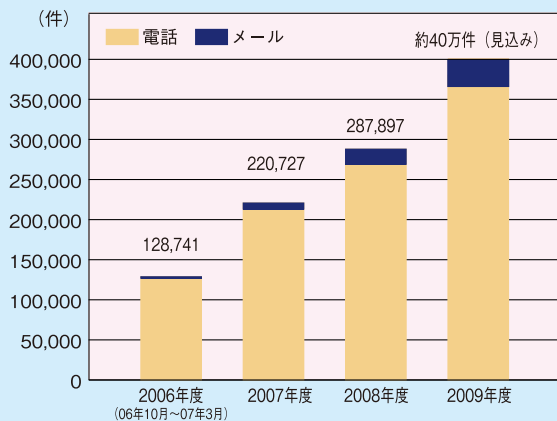
山田 私は、人間には身近に不幸な人がいるのを見過ごせないという本質が備わっていると、楽観的に考えています。問題は、身近な不幸を見なくともすむ社会になってしまっているということなんです。昔は、移動手段もないから地域のなかで周囲と関わりながら生きていて、そこに不幸な人がいれば、何とかしようという気持ちになったのですが、今の日本は「内」「外」の意識が強くなり、内に対しては優しいけれど、外のことはまったく関心ないという二重性が強くなっています。

制度の拡充と 橋渡し役の確立

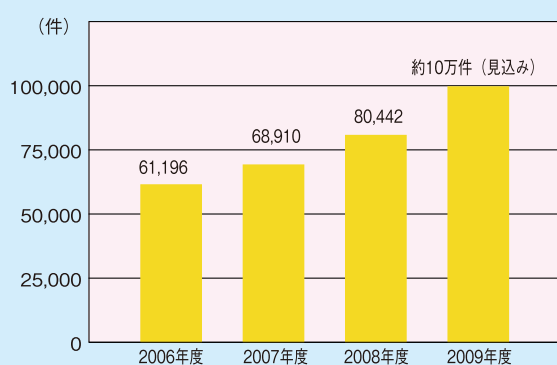
草野 セーフティネットといっても範囲が広く、細かいものもたくさんあります。今の社会で起きている現実に対応できていない状況で、セーフティネットはどうあればいいのでしょうか。

湯浅 セーフティネットを「島」とすると、今は一つひとつの島が小さく、島と島の間に「橋」もかかっている状態です。たとえば雇用保険が切れた人が第2のセーフティネットに行こうとしたとき、自分で泳いで行きなさいと言われる。泳げない人はこぼれ落ちてしまいます。そこで2つのことを同時に行う必要があります。島を大きくする、つまり手続きの簡素化

■法テラス・コールセンターでの問い合わせ受付件数



■民事法律扶助(代理援助)の利用件数





草野満代
法テラス理事

草野 法テラスのコールセンターには、08年度は約29万件、09年度は40万件近くの相談が寄せられています。

草野 やはり人が大事ですね。ただ、有能な人材がいるとその人ばかりに頼りきつてしまいがちですが、そうするとその人だけが限界を超えてがんばってしまう。そのような人たちの仕事を安定した職業として確立し、負担にならないように働ける制度を用

意すべきです。

草野 いかに多くの人が自分の問題として考えられるようになるか、そこも大きく関わってきますね。本日はありがとうございました。

2010年1月 法テラス本部会議室



太田 晃弘
法テラス可児法律事務所
スタッフ弁護士

を含めた制度の拡充が一つ。もう一つは、島に何らかの橋をかけてあげること。つまり、制度へのアクセスを手助けする橋渡し役を確立

ます。法テラスの認知度が上がったこともありますが、それだけトラブルをかかえている人が増えているんですね。もしかしたら、その中間層の増加とも関連しているのかもしれない。

谷口 本当に困窮した人であれ、中間層であれ、人と人とを、人と制度をつなぐおす役割を、法テラスや相談機関が持たなくてはならないと思います。

湯浅 貧困の問題は、雇用、福祉、住居、医療、年金とすべてが絡んできます。一分野の専門家が一部分だけ切り取っても、その人が抱えている困難すべては見えてきません。そこでさまざまな専門家につないでくれる伴走型の支援が必要になってきます。

太田 例えば社会福祉士のように、コーディネート的な役割の人材がいれば、現場としてもやりやすいですね。湯浅 難しいのは、その職がある程度の調整権限を持たないと生きてこないんです。縦割りで仕切られている壁を越えて、権限を持つて動ける人が重要ですね。



2010年1月 法テラス本部会議室

暮らしの法律相談

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースを備えて、皆様からのお問い合わせに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、新生活に関するものを紹介します。

『新生活』に関する

A&Q

Q

引越しを業者にお願したのですが、荷物が壊れてしまいました。どんな対処が考えられますか？

A

引越し業者は、荷主との契約に基づき、預かった荷物を単に指定の場所まで運ぶ義務だけではなく、その価値を損なうことなく運ぶ義務や、著しく遅れることなく一定の時間内に目的地へ届ける義務を負っています。したがって、荷主としては、引越し業者がこれらの義務に違反したため損害を被ったのであれば、債務不履行による損害賠償を請求できると考えられます。

なお、引越し業者との契約は、国土交通省が定めている「標準引越運送約款」や、業者が独自に定めている約款に基づいて締結されることが多く、業者の損害賠償責任に関する規定も約款の中に盛り込まれているのが一般的です。そこで、まずは預けた荷物が壊れていたことを業者に申し出て、約款

のとおり賠償してもらえよう交渉してみるとよいでしょう。万一、約款の規定が荷主（消費者）にとって一方的に不利な内容となっている場合は、消費者契約法によりその規定が無効であると主張し、約款に基づかないで損害賠償を請求することも考えられます。



Q

この春から息子が大学生になりました。学生も国民年金に加入しなければならぬのでしょうか？

A

20歳以上であれば、学生も国民年金に加入しなければなりません。

ただし、本人の所得が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があり、この制度を利用した人は、社会人になつてから保険料を支払えばよいことになっています。ご家族の所得が多いか少ないかは問われませんが、この制度を利用するには、毎年、市区町村の国民年金担当窓口へ届け出て、承認を受ける必要があります。

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための納付済期間に含まれますが、年金額には反映されないため、将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためには、10年間のうちに保険料を追納しなければなりません。

なお、学生納付特例期間中に、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合は、満額の障害基礎年金、または遺族基礎年金が支給されます。



(イラスト/いいゆき)

法テラス「認知度」の推移

認知度調査の結果から

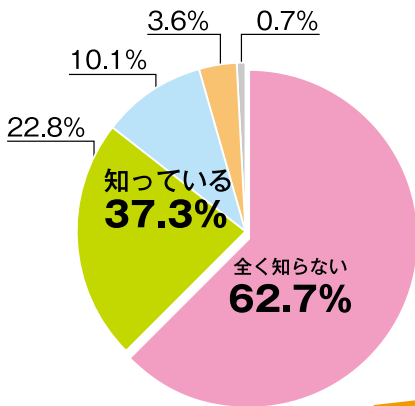
法テラスの認知度は着実にアップ！

法テラスが2010年2月に実施した認知度調査の結果がこのほどまとまり、「法テラスを知っている」と答えた人が37.3%と、1年前の同調査と比べて13ポイントの大幅な上昇となりました。認知度調査は、設立2年目の2007年度から毎年、全国の成人男女1100名を対象に電話により実施しており、今回で3回目です。

1回目の調査では認知度22.6%、2回目は24.3%と、徐々にですが着実に上昇し、今回は大幅に上昇しました。

この4月で法テラスは設立から満4年を迎えました。法テラス・コールセンターの利用件数も2月末に累計100万件を超え、多くの方に知って利用していただけるようになりつつあります。

2010年2月実施

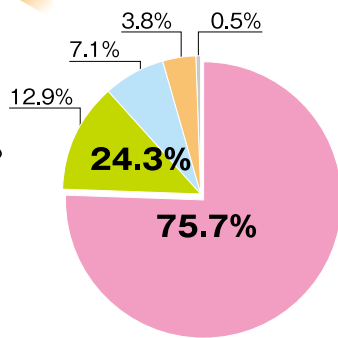


「知っている」の内訳

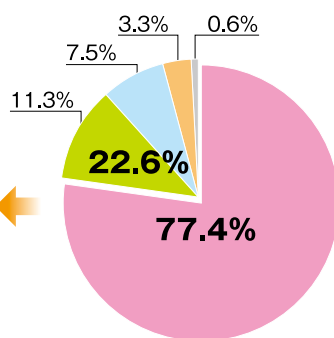
- 名前だけは聞いたことがあるような気がする
- 名前だけは確かに知っている
- 名前も知っているし、業務内容もある程度知っている
- 実際に利用したことがある

調査対象者：1,100名

2009年2月実施



2008年2月実施



法テラス・コールセンター
おなやみなし
0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル
なくとないよ
0570-079714

平日9:00~21:00
土曜9:00~17:00

これは使える！法テラス・ホームページ⑦ 民事法律扶助の「資力要件」 確認体験コーナー開設！

http://www.houterasu.or.jp/nagare/youkenkakunin/youken_check.html

法テラスでは、経済的に余裕がない方のために民事法律扶助による無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。

ご利用には、資力（収入・資産）が一定額以下であるなどの要件を満たすことが必要で、無料法律相談を受けることができるかどうかを自身で簡易に確認できる体験コーナーをホームページに開設しました。

無料法律相談のご利用を希望される方は、ぜひ一度お試しください。

該当する項目にチェックまたは入力していきます。

結果判定

ここに結果が表示されます。

実際に無料法律相談の利用を希望される場合は、お近くの法テラスへお問い合わせください。ホームページでは無料法律相談の予約状況もご確認いただけます。

判定結果は実際の要件確認結果と必ずしも一致するものではありません。また、実際に無料法律相談を利用される際には、より詳しく資力状況を確認させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

スタッフ弁護士からの メッセージ

日本には現在、弁護士が約2万9000人いますが、さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な人々がまだ数多くいらっしゃいます。そのような状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士（常勤弁護士）」。現在約200名の弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。

奈良県吉野郡の西木秀和弁護士もそんな一人です。

法テラス
南和法律事務所

6

法テラス南和法律事務所

にしき ひでかず
西木 秀和



左から、谷野智彦弁護士、筆者、事務職員の森村さん、梶井さん

私の事務所は、司法過疎対策事務所であり、弁護士等が少ない地域に開設されました。それから早くも2年4か月が過ぎました。この間、つでも多くの人の悩み・問題を解決したい……と思ってきましたが、まだまだです。

まず、法テラス南和法律事務所のある吉野郡を紹介しますと、縦に長い奈良県の南部に位置し、地元では「南和地域」と呼ばれています。南部に位置するといっても、面積では

7割程度を占める広大な地域です。この南和地域は、世界遺産の吉野山系があり、後醍醐天皇が京都から逃れ、南朝をお開きになった地でもあります。

そのような自然の恵みと歴史があるからか、地元の人は優しく、家で作った漬け物を持ってきたり、地元のとある組合の方が、仕事納めの日に頭に手ぬぐいを巻いて大掃除を手伝ってくださったりと大らかな土地柄です。

ただ、このように一見平和な地でも、やはり事件や紛争があります。借金の問題、夫婦の問題、相続の問題……そして刑事事件。これらの問題を、法律という薬を使つて、治療する。これが弁護士の使命です。

特に、法テラスのスタッフ弁護士は、法律扶助という制度を使つて、できるだけ多くの方に、弁護士費用等のことをあまり心配しないで、その抱える問題を解消していただく……それが使命だと思っています。

事務所開所当初は、ポツポツとしかなかった相談も、今では弁護士2人体制でも1か月先まで相談が埋まる状態になりました。その分、相談に来られた方と世間話をする余裕がなくなることが少し寂しいですが、これからもつでも多くの悩みを解決していきたいと思っています。



執務室にて

夜間相談など より利用者のニーズに 即したサービスを。

民事法律扶助は、法テラスができるまで長年、(財)法律扶助協会と各地の弁護士会が担ってきました。私も弁護士会の職員として法律扶助に関わっていましたが、法律的な根拠もなかったために、十分なサービスの提供ができず、悔しい思いをしてきたこともありました。法テラスという国が設立した法人となったことで、国の予算に裏付けられた法律扶助業務ができるようになり、これまで以上に、「市民の方のお役に立てるサービスをしよう」と、がんばっています。その気持ちは私だけではなく、法テラス静岡の職員全員に共通しています。

昨年の6月から、夜間の無料法律相談(法律相談援助)を始めました。月2回ですが、通常午後5時までの業務時間を7時まで延長して行っ

ています。昼間お勤めの方などから、「夜間にも相談ができれば」というご要望は以前からありましたが、スタッフ弁護士の提案をきっかけに弁護士会の協力も得て、実現することができました。利用者の方には大変好評です。これも、よりよいサービスを提供するために、職員一丸となって取り組もうという意気込みの一つです。

最近には特に、自治体からの紹介で相談に来られる方が増えています。自治体をはじめとした関係機関の方々との連携を深め、法的トラブルでお困りの方に法律扶助をもっと利用していただるようにしていきたいと思っています。

法テラス静岡 鈴木 祥子 係長



my job 4

—民事法律扶助業務—

私はこんな仕事をしています

法テラスの職員が、自分の仕事について語る「my job」。

今回は民事法律扶助業務に携わる3名です。

民事法律扶助の利用を希望される方が急増しており、広島では無料法律相談は予約受付から約1週間待ちの状態です。代理援助(弁護士費用等の立替え)を利用いただけるかどうかを決める審査にかかる案件も増え、最近では書面による審査も取り入れ、ほぼ毎日行っています。審査には正確さはもちろんですが、今困っている方に少しでも早く弁護士・司法書士の援助をお受けいただけるよう、事務のスピードアップにも努めています。

担当職員5人がフル稼働の毎日ですが、月に1度は全員でミーティングを行い、サービスの向上についてアイデアを出し合い、可能なことから取り入れるようにしています。同じ方向を目指して取り組むには、チームワークが大切ですからね。

増加する事件数にも正確かつ迅速な事務処理で対応。

私は民事法律扶助を担当して3年目ですが、普段から心がけていることは相談者の話をよく聞くことです。先入観を持たずに真さらな気持ちで聞くこと。たくさんの方の相談者の方と接しているうちに、ますます聞くことの重要性を実感しているところです。これから日々の取り組みを積み重ねながら、サービスの改善に努めていきます。

法テラス広島

山口 昭典 民事法律扶助課



山形の実情に合わせた 独自の資料で 「資力基準」を説明。

民事法律扶助は、その名前からしてわかりづらいですし、資力基準、立替、償還などの用語や制度の仕組みも複雑ですので、利用者にご説明するときには、相手の気持ちになって、わかりやすい言葉で話すことをいつも心がけています。

特に法律扶助を利用いただけるかどうかの要件である「資力基準」は、利用者にも最初にご理解いただかなければなりませんが、初めて見る方にはわかりにくい。山形は3世代、4世代が同居しているご家族も多く、誰が法律扶助を利用するかによって判断基準が変わるため、家族の人数や収入の考え方などを理解していただけるよう、実際によく問い合わせを受けるケースを例題として、イラストを取り入れた山形オリジナルの説明資料を作り、ホームページの法テラス山形のページに掲載しています。

この資料は最初、関係機関の方々への業務説明会などの場で使用するために作成し、そこで寄せられたご意見をもとに改訂を重ねてきました。改訂するたびに「資力基準の例題が理解しやすかった」という声もいただけるようになり、関係機関の方への理解にも役立っているかなと思っています。関係機関からのご紹介で、民事法律扶助を必要とされる方に一人でも多くご利用いただければ幸いです。

法テラス山形 鏡 律子 事務局長補佐



1月27日(水)
法テラス
本 部

はるな愛さんが法テラス・サポーターズクラブ大使に就任。 法テラス・OBの本村健太郎弁護士も駆けつけ 爆笑トークで法テラスをメディアにアピール

法テラス本部では、1月27日、ミス・インターナショナル・クイーン2009で優勝したタレントのはるな愛さんを「法テラス・サポーターズクラブ大使」に任命し、PRイベントを開催しました。

た。法務省訪問に始まり、法テラス・コールセンターの視察、記者発表会、街頭でのPRまで、途中で合流した本村健太郎弁護士とともに、法テラスのPRにつとめていただきました。



法務大臣室で。加藤公一副大臣(左)と中村哲治大臣政務官



10:30

法務省訪問

副大臣、大臣政務官に大使就任を報告

本日最初の予定は、法務省内でのサポーターズクラブ大使任命式。法テラスカラーのオレンジを基調とした華やかな衣装のはるなさんは、やや緊張気味。寺井一弘理事長から任命状と会員番号08671(ハル・ナ・アイ)の特大メンバーズカードを授与され、「誰でも悩みはある。法テラス・サポーターとして、悩みを持つ人たちに一人でも多く法テラスのことを伝えていきたい」と大使としての決意を語ってくれました。

続いて法務大臣室へ。千葉景子大臣は国会会期中のため不在でしたが、加藤公一副大臣、中村哲治大臣政務官を表敬訪問。

加藤副大臣からは「今日は日本と国民のために法テラスのPRをがんばってください」との励ましのお言葉をいただきました。



法テラスの寺井理事長から「08671」の番号入りメンバーズカードを授与されました。

法テラス・イベント報告



厳肅な空気が漂う法テラス・コールセンターをバックにポーズ

12:00

法テラス・コールセンター視察 相談電話の数の多さと ていねいな対応に感心

法テラス・コールセンターに移動して本村健太郎弁護士と合流。二人でオペレーターの皆さんを激励しつつ、ヘッドセットをつけて少しだけオペレーター気分を味わっていただきました。「ずいぶんたくさんの相談があるんですね。オペレーターの皆さんが、とても真剣に、ていねいに対応しているのに感心しました」(はるなさん)

14:00 記者発表会

「一人でも多くの人に 法テラスのことを伝えていく」

午後は会場を移しての記者発表会。多数のメディアが集まる中、はるなさんと本村弁護士によるトークショーで盛り上がりました。はるなさんが法務省訪問を報告すると、本村弁護士が「僕も入ろうとするが成功したことがない」とうらやましがる場面も。また、本村弁護士は驚異の記憶力で法テラスの民事法律扶助制度について詳しく説明する

とともに開業当初の法テラス・コールセンターで法律アドバイザーとして働いていたことを告白。トークショー後の取材では、はるなさんが



昔、だまされて知らない間に借金を背負わされていた経験を告白していました。「法テラスは駆け込み寺みたいなもの。私も飲食店を経営しているので、いざというときに頼れるところがあるのがうれしい」(はるなさん)
「普通の人にはそのトラブルが法律問題か

どうかなんてわからないから、困ったときは些細なことでもいいので気軽に電話してほしい」(本村弁護士)

お二方とも、法テラス・サポーターズクラブの会員として、「一人でも多くの人に、法テラスのことを伝えていく」ことを約束、メディアにも協力をお願いしました。



記者発表会では多数のマスコミの取材を受けました。

法テラス・サポーターズクラブとは…



法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら、1口(千円)以上のご寄附で、どなたでもご入会いただけます。

くわしくは法テラス・ホームページへ
このバナーからお入りください



15:00 街頭PR

さっそく街に出て法テラスをPR

最後は寒空の中、街頭に飛び出し、道行く方々にサポーターズクラブのパンフレットを配りながら法テラスをPR。一人ひとりに声をかけながら渡していると、あっという間に帰宅途中の中学生たちに囲まれてしまいました。



法テラスの広報用DVDができました

「法テラス——法的解決への総合案内所——」

DVDの構成《約30分》

- ・法テラス設立の背景と役割
- ・法テラスの5つの業務
- ・情報提供業務
- ・民事法律扶助業務
- ・スタッフ弁護士の活動紹介



浦崎寛泰スタッフ弁護士の活動を紹介します。



法テラスではこのたび、広報用のDVDを作成しました。
法テラスの役割や業務内容をわかりやすく説明するとともに、スタッフ弁護士の活動をドキュメンタリータッチで紹介した30分の



進行役の2人



撮影の様子

構成です。手話や字幕スーパー、音声ガイダンスを加えることもできます。
各地で開催する業務説明会やイベントなどで使用するほか、法テラス事務所の待合室でも流す予定です。

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ『ほうてらすPlus』で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。
登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

■法テラス・コールセンター



0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

平日9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

法テラス

検索

◆編集後記

今年2月の調査で、法テラスの認知度が37.3%だったことをご紹介しました(7ページ)。昨年よりも13ポイントの大幅な上昇ではありますが、依然として6割以上の方は「まったく知らない」のも事実です。これからも広報活動に努め、法的トラブルで困ったらすぐに利用していただけるよう、110番や119番のように「誰もが知っている」身近な存在をめざしてまいります。

■法テラスでは、各種のご寄附をお受けしています。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

法テラス・サポーターズクラブ

11ページをご覧ください。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは特定公益増進法人に指定されていますので、法テラスへのご寄附に対しましては、税制上(所得税、相続税、法人税)の優遇措置が受けられます。

しよく罪寄附 しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

更生寄附 更生寄附とは、保護観察中の方や保護観察を終了した方が、犯した罪の重さを認識し悔悟の情を深めることにより、再び罪を犯さない決意を長く持ち続けるとともに、被害者等が被害弁償金を受けとれないなどの事情があるとき、それに代わるものとして、また、被害者のいない事件においては再び犯罪をしないための決意を表明するものとして、法テラスに対して行う寄附です。

2008年度は、約1億8千万円のご寄附をいただきました。

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8F

eメール koe@houterasu.or.jp